

令和2年度 第2次ひょうごセーフティネット住宅
登録支援事業応募要領

令和2年11月

ひょうご住まいづくり協議会

[目 次]

1	事業の目的	1
2	事業の概要	1
	(1) 対象とする住宅・期間		
	(2) 公募対象の事業		
	(3) 応募者		
	(4) 補助金の額		
	(5) その他		
3	補助金の範囲	3
4	団体選定の審査方法等	3
	(1) 審査方法		
	(2) 審査手順・審査基準		
	(3) 審査結果		
5	補助金の支払い・取消し	4
	(1) 補助金の支払い		
	(2) 交付決定の取消し		
6	補助団体の責務	4
	(1) 計画変更の承認等		
	(2) 実績の報告等		
	(3) この事業に関する事後のアンケート・ヒアリング 等への協力		
	(4) その他		
7	応募方法	5
8	問合せ先・応募書類の送付先	5
	[応募書類の作成・記入要領]	6

1 事業の目的

本事業は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条に規定する登録住宅(以下「セーフティネット住宅」という。)の登録手続の支援などを行う団体に対して、ひょうご住まいづくり協議会が予算の範囲内において、当該団体の事業実施に必要な費用を補助することにより、セーフティネット住宅の登録を促すことを目的とする。

<セーフティネット住宅とは>

賃貸人が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県等が登録した住宅

- 主な登録基準
- 床面積が25㎡以上(シェアハウスの場合、別途定める基準あり)
 - 耐震性・一定の設備(台所・便所・浴室等)を有すること
 - 家賃が近傍同種家賃と均衡を失しないこと

2 事業の概要

(1) 対象とする住宅・期間

対象は、申請時にセーフティネット住宅に未登録で、補助金交付決定後から令和3年1月29日(金)までの間にセーフティネット住宅登録システムへ登録が完了した物件とします。

集合住宅の1住戸から登録可能で、登録には、入居を拒まない要配慮者の属性を選択することができ、すべての要配慮者を選択する必要はありません。

災害発生後に被災者が速やかに入居できるよう「被災者の入居を拒まない住宅」として登録することもできますが、「被災者」のみの登録は当事業の補助対象外とします。たとえば「高齢者、障害者、被災者の入居は拒まない」のように、被災者のほか、他の要配慮者を含む複数の属性を選択してください。

登録した住宅については、積極的に周知を行い、入居者募集を行ってください。

<登録システムホームページアドレス>

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

<登録窓口>

賃貸住宅の所在地	登録窓口(登録機関)	登録手数料
神戸市	神戸市住宅政策課 電話: 078-595-6497	無 料
姫路市	姫路市住宅課 電話: 079-221-2632	
尼崎市	尼崎市住宅政策課 電話: 06-6489-6608	
西宮市	西宮市すまいづくり推進課 電話: 0798-35-3771	
明石市	(公財)兵庫県住宅建築総合センター 電話: 078-252-3982	
上記以外		

(2) 公募対象の事業

セーフティネット住宅の登録促進に関する以下の事業とします。

なお、事業実施にあたっては、兵庫県ホームページに掲載している「**新型コロナウイルス 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン**」に沿って実施願います。

<兵庫県ホームページ>

http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_guideline.html

ア 住宅セーフティネット制度啓発事業

- ・空き家オーナー等に住宅セーフティネット制度のメリット等をPRし、同制度の周知を図り、セーフティネット住宅の登録に結びつける。

イ 登録手続支援事業（セーフティネット住宅の登録を支援する事業）

- ・セーフティネット住宅登録のため、登録システムへの入力の手続き支援(代行)を行うとともに、登録した住宅について積極的に周知を行い、入居者募集を行う。

(3) 応募者

事業の応募者は、次のいずれにも該当する団体でなければなりません。

ア 未成年、成年被後見人又は被保佐人ではないこと

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないこと

ウ 禁固以上の刑に処せられ、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者ではないこと

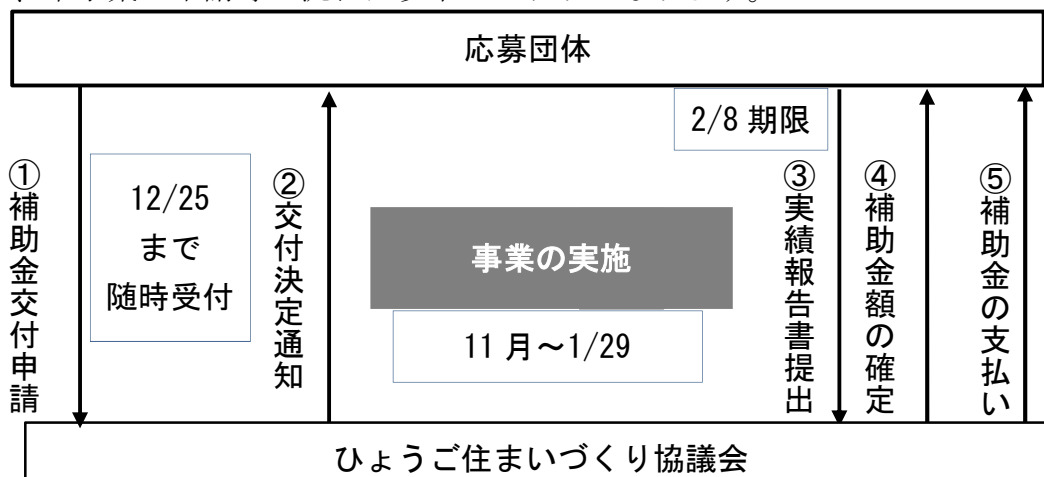
エ 暴力団排除条例（平成22年10月7日兵庫県条例第35号）第2条第1号から第3号に掲げる者ではないこと

オ 暴力団排除条例第20条に規定する行為を行った、又は行っている者ではないこと

カ 現に行っている入居後の居住支援サービスの実施に当たり、反復して関係法令に違反した、又はしている者及びその者を使用し、若しくはその者に業務を委託している者ではないこと

キ 団体の役員のうち、前のアからカに該当する者がいないこと

なお、本事業の申請等の流れは以下のとおりとなります。



(4) 補助金の額

2 (1) アの住宅セーフティネット制度啓発事業は一団体当たり 100 千円を上限とします。

2 (1) イの登録手続支援事業の場合は登録システム入力支援一戸（空き住戸に限る）当たり 5 千円としますが、一団体当たり 100 千円を上限とします。

(補助金の例)

・ 2 (1) アの事業

例①：セーフティネット住宅に係る賃貸住宅オーナーを対象とした説明会の開催費用（会場費、交通費など）

・ 2 (1) イの事業

例②：A 棟 2 戸、B 棟 5 戸、C 棟 5 戸 空き住戸計 12 戸登録→60 千円補助

例③：D 棟空き住戸 30 戸登録→100 千円補助

(5) その他

同一の内容で国、県又は市町等の補助金を受けている事業の募集は認めません。

3 補助金の範囲

本事業に関する補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)」、「国土交通省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・建設省令第 9 号)」、「住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱(平成 21 年 4 月 1 日国住生第 4 号)」及び本要領に基づいた適切な経理を行わなければなりませんので、ご留意ください。

4 団体選定の審査方法等

(1) 審査方法

審査は、ひょうご住まいづくり協議会居住支援委員会(以下「委員会」という。)において行われる予定です。なお、原則として委員等の名簿は非公開とするとともに、委員会の議事録については非公表とし、審査経過に対する問合せには一切応じませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 審査手順・審査基準

応募書類について、次の審査基準について先着順にて審査を行い、予算の範囲内において採択を決定します。

ア 応募者要件の充足

イ 的確な管理体制

「新型コロナウイルス 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に沿った事業内容となっているかどうか。

ウ 登録の実現性(2 (1) イの登録支援事業に限る。)

登録予定の住宅について、一定の登録要件を満たしているか。

エ 居住支援に関する専門性

地域におけるセーフティネット住宅への登録促進及び賃貸住宅に入居した要配慮者の生活の安定及び向上に係る課題に関して、専門的な知見を有するかどうか。

(3) 審査結果

審査結果については、応募者に通知します。

5 補助金の支払い・取消し

(1) 補助金の支払い

補助金は、実績報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定した後に支払います。

補助団体は、補助金の支払いを受けようとする場合は、支払い請求書を協議会に提出します。

(2) 交付決定の取消し

次に掲げる事項に該当する場合、協議会は、補助団体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

○補助団体が補助金交付の条件に違反した場合

○補助団体が本事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合

○交付の決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

○補助団体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく協議会の処分に違反した場合

6 補助団体の責務

補助団体は、次の条件を守らなければなりません。

(1) 計画変更の承認等

補助団体は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ、協議会の承認を得なければなりません。

○本事業を中止し、又は廃止する場合

また補助団体は、やむを得ない事情により、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに協議会に報告して、その指示を受けなければなりません。

(2) 実績の報告等

補助団体は、令和3年2月8日（月）までに、実績報告書を協議会に郵送にて提出しなければなりません。

(3) 本事業に関する事後のアンケート・ヒアリング等への協力

補助団体は、事業終了後、本事業及びその後の状況に関する調査・評価等のた

め、アンケートやヒアリング等に協力していただきます。

(4) その他

補助団体は、本事業により実施した調査等から得られたデータ等を原則公開することを条件とします。また、事業の成果に係る特許権等を取得した場合には、その実施を求める者に対して、適正な対価を得て、平等に許諾することを条件とします。

7 応募方法

本事業に応募される団体は、6 ページ以降の「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類若しくはその書類の電子ファイルを協議会事務局あてに送付してください。（送付した際は、事務局に届いていることを電話等により必ず確認してください。行き違いにより応募期間を過ぎた場合は無効としますのでお気を付けてください。）

応募期間は、令和2年12月25日（金）（必着）までとします。

[注意事項]

- (1) 同一の内容で、国や県等の補助金等を受けている事業の応募は認めません。
- (2) 同一の応募者が同一内容の事業を重複して応募することはできません。
- (3) 応募書類が、本要領に従っていない場合や不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、原則、応募を無効とします。
- (4) 応募書類及び応募書類の電子ファイルは返却いたしませんので、その旨あらかじめご了承ください。

8 問合せ先・応募書類の送付先

ひょうご住まいづくり協議会事務局

（兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅行政班）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：078-341-7711 内線 4728 ファクシミリ：078-362-9458

e-mail：jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

（受付時間：9:00～17:30（土曜・日曜・祝日を除く。））

[応募書類の作成・記入要領]

1 応募に必要な書類

- (1) 応募申請書兼補助金交付申請書 (様式1)
- (2) 応募事業者概要 (様式2)
- (3) 応募事業内容 (様式3)
- (4) 事業に係る経費の内訳 (様式4) ※イの事業のみ

(様式1)

令和 年 月 日

ひょうご住まいづくり協議会会長 様

(所在地)

(名称)

(代表者名)

印

令和2年度ひょうごセーフティネット住宅登録支援事業応募申請書
兼補助金交付申請書

令和2年度ひょうごセーフティネット住宅登録支援事業に応募し、補助金を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 応募事業を行う事務所の所在地

2 応募事業を開始しようとする年月日

令和 年 月 日

3 応募事業の対象とする区域

4 補助金交付申請額

5 誓約事項

私及び当団体の役員のうち次に該当する者はいません。

イ 成年被後見人又は被保佐人ではないこと

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないこと

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者ではないこと

ニ 暴力団排除条例（平成22年10月7日兵庫県条例第35号）（以下「条例」という。）第2条第1号から第3号に掲げる者ではないこと

ホ 条例第20条に規定する行為を行った、又は行っている者ではないこと

ヘ 現に行っている入居支援又は居住支援のサービスの実施に当たり、反復して関係法令に違反した、又はしている者及びその者を使用し、若しくはその者に業務を委託している者ではないこと

(様式2) 応募事業者概要

応募団体名			
1 団体の設立趣旨・団体が行っている事業の概要			
2 事業担当者			
担当者氏名			役職
所属部署名			
住 所	〒	—	都・道・府・県
連 絡 先	電 話 :	— —	
	e-mail :		
3 他の補助金等の有無 (応募する事業に関連するもの)			
<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り			
補 助 区 分	<input type="checkbox"/> 国制度	<input type="checkbox"/> 県制度	<input type="checkbox"/> 市町制度 (市・町) <input type="checkbox"/> その他 () (<input type="checkbox"/> にチェック)
制 度 名			
補 助 金 額			
実 施 内 容			
経 理 方 法			

(様式3) 応募事業内容

応募団体名	
ア 住宅セーフティネット制度啓発事業	
イ 登録手続支援事業 (対象は空き住戸に限る)	
住宅の名称	
所在地	
住宅戸数	登録予定棟数及び戸数 棟、 戸
居住部分の規模	(最小) m ² (最大) m ²
構造及び設備	共同利用設備 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 共同居住型共同住宅として使用
	構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他(造)
着工又は竣工の年月	<input type="checkbox"/> 着工 <input type="checkbox"/> 竣工 年 月
住宅の名称	
所在地	
住宅戸数	登録予定棟数及び戸数 棟、 戸
居住部分の規模	(最小) m ² (最大) m ²
構造及び設備	共同利用設備 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 共同居住型共同住宅として使用
	構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他(造)
着工又は竣工の年月	<input type="checkbox"/> 着工 <input type="checkbox"/> 竣工 年 月

住宅の名称	
所在地	
住宅戸数	登録予定棟数及び戸数 棟、 戸
居住部分の規模	(最小) m ² (最大) m ²
構造及び設備	共同利用設備 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 共同居住型共同住宅として使用
	構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他(造)
着工又は竣工の年月	<input type="checkbox"/> 着工 <input type="checkbox"/> 竣工 年 月

住宅の名称	
所在地	
住宅戸数	登録予定棟数及び戸数 棟、 戸
居住部分の規模	(最小) m ² (最大) m ²
構造及び設備	共同利用設備 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 共同居住型共同住宅として使用
	構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他(造)
着工又は竣工の年月	<input type="checkbox"/> 着工 <input type="checkbox"/> 竣工 年 月

(様式4) 事業に係る経費の内訳 ※イの事業のみ実施の場合は添付の必要はありません。

応募団体名		
費目	金額 (単位: 千円)	積算内訳 (なるべく単価×数量で記載)
ア 人件費 (給料及び職員 手当等)		
イ 交通費 (旅費)		
ウ 賃金		
エ 委託費		
オ その他 (内訳) ・ 消耗品費 ・ 通信運搬費 ・ 報償費 ・ 会場費 ・ ○○○		
合計		
補助金申請額		

※ 応募事業全体の経費及び項目ごとの必要な経費について、見込額を記載してください。